

令和4年度第1回和光市子ども・子育て支援会議

保育料検討部会 各委員意見

■学童クラブ利用料の算定方法見直しに関するご意見

- ① 見直し後の影響金額が+13,560円とあるが、それは階層が上がって利用者が払う額の合計が多くなるという理解でよいか。

【回答】

お見込みのとおり。

- ② 4月～8月の利用料決定が2年前の収入に基づいて決定するが、家計が急変した世帯、世帯収入が減少した世帯、病気になられた世帯に手当てのような対応はあるのか。

【回答】

現状なし。

- ③ 今までの保育園と学童保育の算定方法が違うことについて、利用者から質問等あったことはあるのか。

【回答】

多いものは、源泉徴収票を提出いただくことについてなぜかという問い合わせが多く、直近の所得税額にて利用料を算定させていただくのに必要なためと回答している。

- ④ 算定方法を見直し、市民税を用いることで実際に事務作業がどのように軽減されるのか。

【回答】

市民税の確定は概ね5月であるため、見直し前は、4月分からの仮算定利用料を算定するために窓口、郵送、メール、FAX等で源泉徴収票等をご提出いただく必要があり、提出された算定資料の確認や入力作業を行う必要があった。見直し後は、課税課が確定させたデータを抽出し、加工するだけで済むようになり、事務作業が軽減されることが想定される。

- ⑤ 税情報を確認することについては、利用者にと承いただいているのか。

【回答】

学童クラブ利用申込書に、税情報を確認することに同意いただくことを了承いただく文言を記載しており、了承いただいている。

- ⑥ 見直しにより、料金が上がる世帯については、納得いただけるよう配慮いただくようお願いしたい。

【回答】

説明の文書通知等により、対応を行う。